

杉並区ジェンダー平等に関する審議会答申案

杉並区のジェンダー平等に係る施策に関し必要な事項について

(答申)

杉並区における男女共同参画の取組をジェンダー平等の視点から発展させ、ジェンダー平等社会の実現に向けて更なる推進を図るための今後の課題、目指すべき未来像、それを実現するための方策について

令和7（2025）年 月 日

杉並区ジェンダー平等に関する審議会

目次

答申にあたって

I ジェンダー平等を取り巻く現状～世界・国・都～

- 1 国際的な動向
- 2 国の動向
- 3 都の動向
- 4 ジェンダー視点の主流化の流れ

II 杉並区のジェンダー平等に関する動向

- 1 区のこれまでの取組
- 2 「ジェンダー平等」の視点

III 杉並区のジェンダー平等社会の実現に向けて

- 1 目指すべき未来像
- 2 今後の課題
- 3 未来像を実現するための方策

IV 区に望むこと

答申にあたって

昭和 50（1975）年の国際婦人年から今年で半世紀です。

30 年前に開かれた第 4 回世界女性会議（北京会議）では、あらゆる領域での女性のエンパワーメントとジェンダー視点の主流化を推進することをうたい、12 の最重要領域の課題とその改善のための行動計画が示されました。北京郊外で開かれた NGO フォーラムに参加した私は、これから社会が大きく変わることを期待したものです。

昭和 54（1979）年に女性差別撤廃条約が国連で採択されましたが、日本が批准したのは昭和 60（1985）年でした。父母どちらかが日本人であれば子どもの日本国籍が取得できるようになった国籍法の改正、高等学校の家庭科の男女共修化、そして男女雇用機会均等法の成立が条約の批准に必要なことからです。

こうした国際的な動向と地道に力をつけてきていた市民女性の力などを背景に、その後も男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備が進められてきました。

しかし、政治・経済・教育・健康領域の指標で図るジェンダーギャップ指数では、多くの国が積極的な取り組みの導入などで改善を進めているのに対し、日本は平等への歩みが遅いため、次第に順位を落としており、令和 7（2025）年も 118 位と低迷しています。

本年 1 月当審議会は、杉並区においてジェンダー平等社会を実現するための「今後の課題」「目指すべき未来像」「その実現のための方策」の 3 つの諮問を受けました。

杉並区は、昭和 28（1953）年に開館した区立公民館を社会教育の拠点として、とくに女性たちの団体などを中心とした活動が活発でした。昭和 29（1954）年のアメリカによるビキニ環礁での水爆実験に対する反対署名は、女性団体を核に急速に全国に広まり、昨年の日本原水爆被害者団体協議会（被団協）のノーベル平和賞受賞につながったのでした。

その後、区は平成 7（1995）年に最初の男女共同参画行動計画を定め、平成 9（1997）年に男女共同参画都市宣言を発しました。令和 5（2023）年には「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組を推進に関する条例」を制定するなど、その取組は近年多様な性のあり方を包摂するジェンダー平等に発展しています。

一方、区における管理職の女性割合や附属機関等委員の女性割合が目標に達していないことや、社会のさまざまな場面における固定的な性別役割意識の根強いこと、DV などの暴力や性的マイノリティの社会的受容の問題など、区がまだまだ多くの課題に直面していることを、審議会で議論しました。多くの課題は複数の分野にまたがる交差性をもつものでもありました。

8 回にわたる審議会での委員の積極的な意見交換を通じ、31 の課題が浮かび上がり、その複合性・交差性も考慮して 7 つの分野の「今後の課題」として整理しました。そしてジェンダー平等が実現した「目指すべき未来像」を描き、その実現に向けた課題解決

の「方策」をジェンダー視点の主流化を軸に示し、3つの諮問に対する答申としてまとめました。

区民にとって最も身近な行政である区に求められることは、自分らしく幸せに生きる未来を誰もが手に入れることができるまちづくりを、区民とともに進めることです。

その実現のために、この答申が役立てられることを委員一同期待しております。

令和7（2025）年 月 日

杉並区ジェンダー平等に関する審議会
会長 村松 泰子

I ジェンダー平等を取り巻く現状～世界・国・都～

1 国際的な動向

ジェンダー平等をめぐる国際的な取り組みは、昭和 50（1975）年の第 1 回世界女性会議（メキシコ）以降着々と進められてきました。国連はこの年を「国際婦人年」とし、以後、昭和 55（1980）年（コペンハーゲン）、昭和 60（1985）年（ナイロビ）、平成 7（1995）年（北京）と計 4 回の世界女性会議を開催しました。中でも北京で開催された第 4 回世界女性会議では「北京行動綱領」が採択され、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために、「貧困」「教育と訓練」「健康」「暴力」など優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が示されました。また、昭和 54（1979）年には女性差別撤廃条約が採択され多くの国が批准、日本も昭和 63（1985）年に批准しています。これらの枠組みは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）における「目標 5 ジェンダー平等の実現」にも引き継がれ、ジェンダー平等の達成や女性・女子のエンパワーメントの促進等に向けて、各国で具体的な取組が進められています。国別の男女格差を示す指数として、世界経済フォーラムが毎年公表している「グローバル・ジェンダーギャップ指数」がありますが、アイスランドなど北欧諸国が上位を占める中、日本は令和 7（2025）年は 148 カ国中 118 位、令和 6（2024）は 146 カ国中 118 位と低い順位が続いています。

2 国の動向

日本におけるジェンダー平等に向けた取組は、国際社会の動向とも連動しながら進展してきました。昭和 60（1985）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」である「女性差別撤廃条約」を批准するにあたり、日本では国内法の整備として「男女雇用機会均等法」の施行、高校家庭科を男女共修とした学習指導要領の改正などが行われ、平成 4（1992）年には「育児休業法」（のちに「育児・介護休業法」）が施行されました。そして、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。基本法では男女共同参画社会の形成の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としています。平成 12（2000）年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。改定を重ねて、令和 8 年（2026）年には第 6 次計画が始まります。

平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が、令和元（2019）年には「働き方改革関連法」が施行されました。また、平成 13（2001）年の「DV 防止法」や各種ハラスメントへの防止対策など、個別の課題にも対応が進み、また令和 5（2023）年には、性

的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として「LGBT 理解増進法」が施行されました。令和6（2024）年には、様々な事情により困難を抱える女性を支援するための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、複雑化した現代の女性を取り巻く諸課題に対応するものとされています。

3 都の動向

東京都においても、国際社会の動向、国の動きに応じて取組が進められてきました。平成12（2000）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14（2002）年に「男女共同参画のための東京行動計画チャンス&サポート東京プラン」を策定しました。平成18（2006）年には「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、平成29（2017）年には「東京都女性活躍推進計画」と統合されて「東京都男女平等参画推進総合計画」となりました。平成30（2018）年には「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、令和元（2019）年には、性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消等の推進をうたった「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。この計画は「声を上げられない当事者に寄り添い、多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、オール東京で誰もが輝ける社会を実現する」という基本方針が定められています。令和4（2022）年には、多様な性への理解を深め、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されました。令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定され、様々な取組が進められています。

4 ジェンダー視点の主流化の流れ

平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議からは、ジェンダー平等社会の実現に向けた成果が多く生み出されました。その一つが、ジェンダー平等達成を目的として、あらゆる政策にジェンダー視点を入れる「ジェンダー視点の主流化」の考え方です。会議で採択された北京行動綱領では、優先的に取り組むべき12の重大問題領域を示し、各国にジェンダーの視点に立った対応を呼びかけています。これを機に世界各国におけるジェンダー平等への取組が進展し、日本でも平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定されました。

ジェンダー視点の主流化において、特に重要な手法とされているのが「ジェンダー統計」と「ジェンダー予算」で、カナダやオーストラリアなどの海外諸国では先行した取組が進められています。日本でも第5次男女共同参画基本計画には「ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）」^{※1}し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の

取組を進める」と記載されており、国土交通省でも令和7（2025）年3月に発せられた「国土交通分野におけるジェンダー主流化の推進について」で、ジェンダー主流化を「男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくこと」とし「国土交通分野においても、共生社会実現の一環として、社会機運の醸成を図りつつ、行政やサービスの提供側における『ジェンダー主流化』の取組を強化して推進する」との記載がなされています。

埼玉県や神奈川県など、多くの自治体でも取組が進められており、ジェンダー平等社会の実現に向けてジェンダー視点の主流化に取り組む流れは、国際社会の動向を受けて国内でも広がりつつあります。

Ⅱ 杉並区のジェンダー平等に関する動向

1 区のこれまでの取組

昭和 29（1954）年から全国に広がった原水爆禁止署名運動の起点となるなど、杉並区は女性の社会運動が盛んな歴史的背景を持つ地域です。

杉並区男女共同参画行動計画（令和 4 年度～令和 12 年度）によれば、区のジェンダー平等の取組は、国連総会で女性差別撤廃条約が採択された昭和 54（1979）年の「第 1 回婦人問題に関する打ち合わせ会」から始まります。その後、女性差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法施行など国の取組が進む中で、区でも女性施策関連組織設置や施策の策定が行われ、北京で第 4 回世界女性会議が開催された平成 7（1995）年には、区の最初の行動計画「男女共同参画を目指す杉並区行動計画」が策定されました。そして、その 2 年後の平成 9（1997）年に「杉並区男女共同参画都市宣言」が発せられ、同年に男女平等推進センターが開設されました。これらの取組は、第 4 回世界女性会議を契機としたジェンダー平等実現に向けた世界的な動きの中に連なるものでした。そして、平成 14（2002）年には、男女共同参画都市宣言 5 周年記念事業として、自治体首長らが集う「全国男女共同参画宣言都市サミット」を内閣府と区の共催で開催しました。

また、国の「DV 防止法」の施行を受けて、区では平成 28（2016）年に配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談・支援などの事業を開始、さらに多様な性への理解促進に向けた社会的な動きの中で、令和 5（2023）年に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」を施行、「パートナーシップ制度」の運用を開始しました。

区の男女共同参画行動計画は 7 回の改定を経て、現在、令和 12（2030）年度までの 9 年間の計画期間として進められています。現行の行動計画は、「誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち」を基本理念とし、ジェンダー平等の視点を重視して、5 つの取組方針のもとで 52 の事業が体系化されています。

2 「ジェンダー平等」の視点

審議会では、事務局などの各部局から直接的に資料・情報提供を受け、区の取組が「ワーク・ライフ・バランス」や「女性の意思決定過程への参画」「性的マイノリティへの理解促進」「DV」など、ジェンダー平等の一般的な課題についておおよそ網羅している現状を認識しました。また、区の男女共同参画行動計画に含まれる 52 の事業は、男女共同参画担当のほか、子ども家庭部や産業振興センター、人事課、防災課、福祉事務所など多様な分野の主管課によって全庁的に進められており、このことはジェンダーの視点をあらゆる施策に反映させるというジェンダー視点の主流化の素地になると考えました。

一方、学校教育・社会教育も含めたジェンダー平等教育、女性活躍及び雇用形態による待遇格差など就労における多様な課題、生活における様々な場面で生じるハラスメント、性的マイノリティの人々の地域社会や制度における包摂、インターネット上の暴力、困難を抱える女性への支援など、さらなる取組が求められる課題も多く捉えられました。そこで審議会では区が取り組むべきジェンダー平等に向けた課題を総体的に見直し、個別の課題を見出すと共に全体像を捉える検討を行いました。

Ⅲ 杉並区のジェンダー平等社会の実現に向けて

1 目指すべき未来像

本審議会では、区長から3つの諮問を受けました。ジェンダー平等社会の実現に向けた「今後の課題」「目指すべき未来像」「それ（未来像）を実現するための方策」です。これを答申では「目指すべき未来像」「今後の課題」「それ（未来像）を実現するための方策」の順としました。

はじめに「未来の杉並区はこんなまちであってほしい」というイメージを捉えることで解決すべき課題が明らかとなり、手段や方法である方策を見出すことができると考えたからです。

全ての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず尊厳を守られ、平等に権利を有し、あらゆる分野・レベルの取組に平等に参画し意思決定に関与する機会を保障され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受できるとともに、責任を分かち合う社会

そして、このジェンダー平等社会が、杉並区の「目指すべき未来像」です。

これによって描いている未来の杉並区は、そこで生まれ育ち、あるいは転入した人も含め、学び、暮らし、働くすべての人が、男女や性的指向・性自認にかかわらず平等な個人として尊重されなければなりません。そして相互に理解し合い、助け合い、家族やパートナーとの生活を営む人も、一人暮らしの人も、子どもも高齢者も、障害のある人も、自分らしく安心して、自由で幸福に生きることのできる地域であり社会です。

それが活気ある社会を作り、また人々が愛着を持ち、住み続けたいと思う地域となるでしょう。

そうした社会の実現のためには、多くの課題の解決に向けて必要な情報が得られ、かつ一人一人の意思が尊重されるとともに、必要なケアが受けられることが必要です。こうしたまちづくりをするには、行政と区民がそれぞれの立場から協働しあうことで、つくりあげ維持していく必要があります。

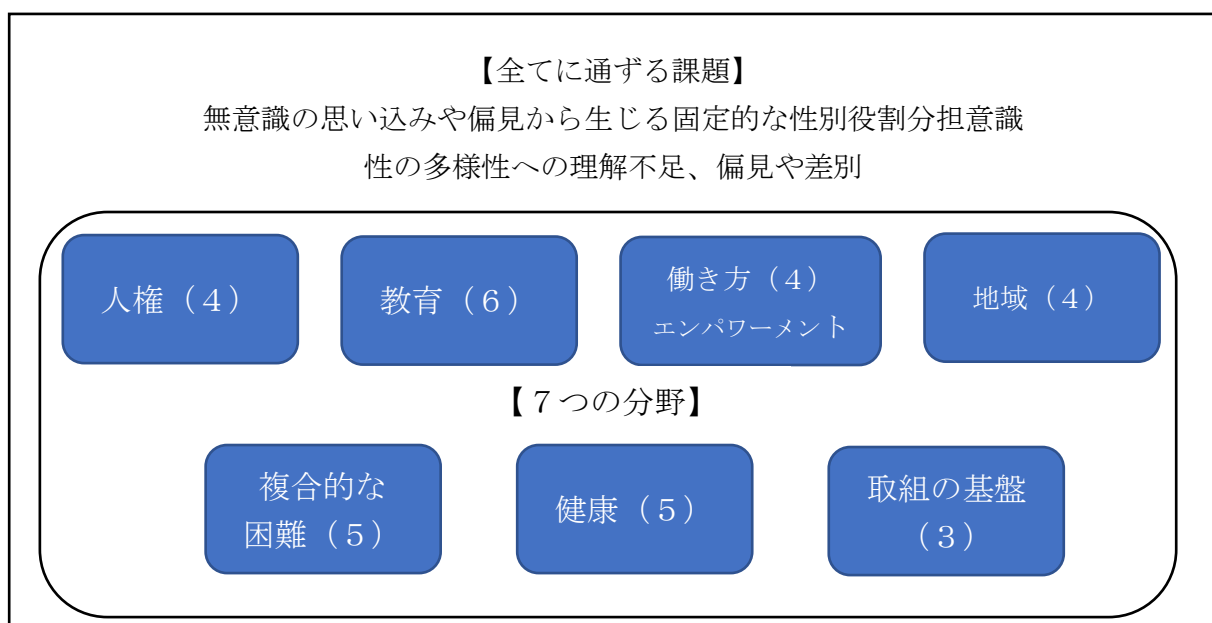
2 今後の課題

審議会では「今後の課題」を見いだすために、人口や世帯状況、就業状況などの区の基礎的資料、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」など区の公式の調査、総合計画・実行計画や男女共同参画行動計画、国や他自治体の取組事例など様々な資料を検討し、さらに「ジェンダー平等及びジェンダー主流化について」「杉並の女性運動のあゆみ」など委員の専門性に基づく情報提供を計4回行いました。さらに区職員による情報提供の機会を設け、区の様々な取組の現状と課題について理解を深めました。

その結果として31件の個別の課題が見いだされ、「人権」に4件、「教育」に6件、「働き方・エンパワメント」に4件、「地域」に4件、「複合的な困難」に5件、「健康」に5件、区の「取組の基盤」に3件の7つに分類しました。どのような課題も複数の分野にまたがる複合性・交差性を持っており、分類においては、この複合性・交差性を十分に検討しました。

その中で、全てに通ずる2つの大きな課題が見いだされました。1つは「夫は仕事、妻は家庭」のような、無意識の思い込みや偏見から生じる固定的な性別役割分担意識が未だ社会に根強くあること、もう1つは性の多様性への理解不足や偏見、差別が社会に厳然とあることです。

審議会では、この2つの課題は1つの分野に属するものではないと考え、「今後の課題」の課題を「全てに通ずる課題」と「7つの分野」の2つに、以下の図のように整理しました。



2-1 全てに通ずる課題

- (1) 無意識の思い込みや偏見、そこから生じる「女性は家庭、男性は仕事」のような固定的な性別役割分担意識が、未だ根強くある。これは、家庭、学校、職場、地域、行政など様々な場における制度や慣行にこうした思い込みや格差が構造的に食み込まれていることにも起因する。これを解消するために、人々の意識、社会構造や制度、人々を取り巻く環境に存在する不平等やジェンダーギャップの変化を促し、誰もが包摂される社会の実現に向けて、区の実取組を推進する必要があること。

- (2) 性の多様性への人々の理解不足や偏見、差別が未だ社会に厳然とあり、そのことで困りごとを抱えたり、不利益を被っている人々がいる状況を解消し、人々の意識、社会構造や制度、学校や職場など人々を取り巻く環境に存在する不平等をなくし、性的マイノリティの人々が包摂される社会の実現に向けて、区の実取組を推進する必要があること。

固定的な性別役割分担意識が重要な社会課題であることは、第5次男女共同参画基本計画で取組の進展が未だ十分でない要因の一つとして挙げられており、令和7年版男女共同参画白書でも女性の働き方における課題の背景として捉えられていることから明らかです。

国^{※2}や区の調査^{※3}からも同様な結果が示されています。「社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に「平等」と答えた人の割合は、国の男女共同参画基本計画、区の男女共同参画行動計画いずれにおいても成果指標となっています。国では「ほぼ全てを目標としつつ、当面50%」という令和7年度目標に対し、令和6年度成果は16.7%で、目標に対し大きな乖離があります。そして区では令和6年度目標の30%に対し当該年度成果が9.4%と、目標に対し20%以上のマイナス、さらに国の調査結果よりも約7ポイント低いという結果が出ています。

また国の調査の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という質問に対し「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計は全体では33.1%で、女性29.3%、男性37.5%と女性と男性の数値に8.2%の差があること、区の調査の「家事の役割分担」を問う質問では、「主に女性」が43.9%で「主に男性」が3.6%、「生活費を稼ぐこと」を問う質問では「主に女性」が6.3%で「主に男性」が36.2%であることから「家事は女性」「生活費を稼ぐのは男性」という性別役割分担意識が、人々の中にも依然根強くあることが示されています。

性の多様性に関する取組としては、区は令和5年に「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組を推進する条例（以下「性の多様性条例」）を施行し、「パートナーシップ制度」の運用を開始しています。一方区の調査結果からは、性の多様性への理解不足や偏見、差別が未だ存在することが示されています。「性的マイノリティの人々の人権が侵害されていると感じる＋どちらかといえば侵害されていると感じる」59%、「性的マイノリティについて社会全体の理解は進んでいると思う＋どちらかといえば進んでいると思う」47.8%、「性の多様性条例を知っていた（名前・内容のいずれか、もしくはいずれも）」49.9%などの結果からは、取組が重要な社会課題であり、急がれるものであることが捉えられます。

審議会ではこのような調査結果も踏まえて議論を重ね、人々の意識、社会構造や制度、人々を取り巻く環境に存在する不平等をなくし、ジェンダーギャップの変化を促し、性的マイノリティを含めて誰もが包摂される社会の実現に向けて、区の実施を推進する必要があることを、全てに通ずる課題としました。

2-2 7つの分野

(1) 7つの分野

- ① 人権 個別の課題＝4件
- ② 教育 個別の課題＝6件
- ③ 働き方・エンパワーメント 個別の課題＝4件
- ④ 地域 個別の課題＝4件
- ⑤ 複合的な困難 個別の課題＝5件
- ⑥ 健康 個別の課題＝5件
- ⑦ 取組の基盤 個別の課題＝3件

審議会では、第1回から第5回審議会における議論及び資料の検討等から、31件の個別の課題を見いだしました。そして、その複合性・交差性等を検討し、上記①～⑦に分類しました。①～⑥は、区が取り組むべき今後の課題、⑦はそれらの取組を推進するための区の体制の課題です。区が目指す未来像、ジェンダー平等が実現した社会に向けて、誰もが人権を尊重されて、学び、働き、健やかに過ごすことができる地域であるための具体的な課題を明らかにしています。

(2) 個別の課題

①人権

- 1 人々の意識の中にある差別や偏見を解消するための人権教育が必要です。
- 2 性的マイノリティの当事者やその家族や友人等周囲の人々が、差別や偏見から守られることが必要です。
- 3 区のパートナーシップ制度を見直し、より充実した運用にすることが必要です。
- 4 日々の暮らしや職場、ビジネス、大学や学校など生活の中に多様なハラスメントが存在することが社会全体で認識され、人々が悩みや困りごとを抱えることをなくするための具体的な対応策が必要です。

②教育

- 5 学校・幼稚園・保育所・児童館等を含む教育・保育・育成の現場において無意識の思い込みや偏見から、ジェンダーや性的マイノリティへの差別が再生産されない教育の仕組みが必要です。
- 6 特に学校教育においては、公式なカリキュラムではなく、教師の言動や態度、学校の雰囲気などから生徒が無意識に学習する知識や価値観、行動様式などの「隠れたカリキュラム」を通じてジェンダーの再生産が行われないようにする取組が必要です。
- 7 学校教育において、校長や副校長、学年主任など教員の役職の性別構成等が、生徒の性別役割意識に影響を与えない取組が必要です。

- 8 学校教育において、生徒に対してジェンダー平等の理解に基づくキャリア教育の取組が必要です。
- 9 学校教育を受ける子どもたちが、学校以外の場で学校のことについて話したり、相談できる取組が必要です。
- 10 学校教育において性的マイノリティの子どもが困りごとを抱えることなく、安心して学べる環境であることが必要です。

③働き方・エンパワーメント

- 11 性別や正規・非正規など雇用形態の違いによって生じている給与や待遇の格差に課題意識を持ち、是正に向けて取り組むことが必要です。
- 12 雇われている人、雇われていない人など多様な立場で働く人が、仕事と生活の調和を図ることができるよう取り組むことが必要です。
- 13 サービスや商品の提供者と顧客との関係において生じるカスタマーハラスメントの深刻化を含めた様々なハラスメントや差別によって、働くことに困難が生じない取組が必要です。
- 14 職場において平等な権利を有し、あらゆる機会に参画し、意思決定に関与できるジェンダー平等の実現には、まず区が実践することが必要です。

④地域

- 15 町会や自治会など地域を形成している諸団体にジェンダー平等意識が浸透し、誰もが地域に繋がりやすくなる取組が必要です。
- 16 性的マイノリティなど地域に住む人の多様性が理解され、誰もが制度や仕組みを利用しやすい地域であるための取組が必要です。
- 17 災害時に支援から取りこぼされる人がいないようジェンダー及び性の多様性の視点から区の制度や仕組みがセーフティネットとして機能し、また避難所等において性犯罪や性暴力が行われない安心・安全な地域であるための取組が必要です。
- 18 育児、家事、介護などのケアに関することは、ジェンダー平等の考え方から社会で担うものであることへの人々の理解を進めるための取組が必要です。

⑤複合的な困難

- 19 「女性とひとり親」「育児と介護」「女性と高齢と貧困」「高齢と介護」など複合的な困難は様々なリスクの要因となることから、区の支援の強化が必要です。
- 20 DV や性暴力の被害者、相談をためらっている人々を受け止め、支援に繋げる取組の強化が必要です。
- 21 インターネット上で生じる性暴力をはじめとする多様な暴力を受けた時の対応について、適切な知識を得られる取組が必要です。
- 22 ひとり親家庭が抱えるケア・働き方・住まい・収入など複合的な困難への支援に向けた取組の強化が必要です。

- 23 区民に対する区の対応においては、個人情報やプライバシーへの最大限の配慮が行われるよう取組が必要です。

⑥健康

- 24 誰もが健康でいられるための適切な情報発信また必要なケアに繋がることができ、医療や福祉などのケアに関する地域のサービスや支援を受けられる安心な地域であるための取組が必要です。
- 25 働き方や雇用形態によって、健康診断が受けられないなどの健康格差が生じないための取組が必要です。
- 26 予期せぬ妊娠に関する知識など包括的性教育を含むリプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)全般に関する啓発や支援への取組が必要です。
- 27 区の健康診断や特定の疾病に関する検診など、健康に対する区民の意識啓発の取組の強化が必要です。
- 28 生理用ナプキン無料配布等区民の健康支援に繋がる取組を進めることが必要です。

⑦取組の基盤

- 29 区が抱える様々なジェンダー平等の実現に向けての課題を解決するには、ジェンダーの視点からあらゆる施策や事業に取り組む「ジェンダー視点の主流化」を推進し、組織横断的な体制や取組が必要です。
- 30 区が抱える様々なジェンダー平等の実現に向けての課題を解決するには、ジェンダーの視点からあらゆる施策や事業に取り組む「ジェンダー視点の主流化」を推進し、区の理念や取組の根拠となる条例が必要です。
- 31 区の男女平等推進センターは、ジェンダー平等社会の実現に向けて重要な役割を担っています。地域で活動する市民団体の育成・支援を含めた機能強化に向けた一層の取組が必要です。

3 未来像を実現するための方策

3-1 全ての方策に通ずる考え方

「未来像を実現するための方策」は、今後の課題を解決するための計画や手段、方法等です。審議会では、この方策の基本的な考え方を「『目指すべき未来像』を目標として、各方策が一貫性のある取組として行われること」「『目指すべき未来像』を目標とする7つの方向性に沿って、7つの分野に対する方策が行われること」の2つとし、検討を行いました。その結果、全体を貫く方針を「全ての方策に通ずる考え方」とし、その考え方を「ジェンダー視点の主流化に沿って全ての方策を行うこと」としました。「ジェンダー視点からの主流化」は、「ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映すること。あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」（兵庫県豊岡市「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」）です。平成7（1995）年に開かれた第4回世界女性会議（北京会議）でその概念が示されたジェンダー視点の主流化は、国連や海外諸国で広く取り入れられてきました。日本国内では、国連が提唱する女性の地位向上を取り扱う「ナショナル・マシーナリー（国内本部機構）」として、内閣府男女共同参画局を中心とした取組が行われていますが、埼玉県や神奈川県など地方自治体における取組も進められています。

審議会ではジェンダー視点の主流化に詳しい委員からの意見、関連資料、国や地方自治体の取組の事例等の検討を通じ、区がジェンダー平等社会の実現を目指すにあたっては「究極の目標はジェンダー平等の達成」とするジェンダー視点の主流化を取り入れることが、現状における最適解と考えました。なぜなら、ジェンダー視点の主流化は、行政機関がジェンダー平等を実現することでもあります。結果として、あらゆる施策がおのずからジェンダーの視点に基づいて実施されることとなり、目指すべき未来像であるジェンダー平等社会の実現を確かにする最も具体的な方法だからです。

そこで問題となるのは、区においてどのようにジェンダー視点の主流化を取り入れていくかです。行政でジェンダー主流化を実施する手法はいくつかあると言われていますが、特に重要な手法と言われているのが「ジェンダー統計」と「ジェンダー予算」です。ジェンダー統計とは、男女間の意識の偏りや格差、差別などを把握するための統計で、ジェンダー予算とはジェンダー統計を用いて国や地方自治体がジェンダー平等に与える影響を分析し、それを予算や政策立案に活用する手法です。

杉並区にとって最もよいジェンダー視点の主流化のアプローチとはどのようなものか、審議会は答申を通じて区に十分な検討を求めています。

3－2 7つの方向性

(1) 7つの方向性

①人権

誰もが人権を尊重され、互いに認め合う杉並であるために

②教育

誰もがジェンダー平等を学べる環境で理解を進め、行動できる杉並であるために

③働き方・エンパワーメント

誰もが仕事と生活の調和を図り、自分らしく働ける杉並であるために

④地域

誰もが地域において平等に暮らし、活動し、助けあえる杉並であるために

⑤複合的な困難

地域で困難を抱える人に寄り添い、支援できる杉並であるために

⑥健康

誰もが自身の健康を守り、性と生殖に関する健康について決定する権利を持ち、健やかに暮らせる杉並であるために

⑦取組の基盤

区がジェンダー平等を実現し、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組める体制であるために

審議を通じて、31の個別の課題が明らかとなり、7つの分野に分類しました。「ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映すること。あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」（兵庫県豊岡市「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」）の考え方に沿った一貫性を持った取組となるよう、課題ごとに定めた方向性が上記①～⑦です。

これらの方向性にそって行う具体的な計画や手段、方法等が方策です。

(2) 7つの方向性から考える方策

①人権 誰もが人権を尊重され、互いに認め合う杉並であるために

- 1 幼少期から成人期まで適時人権教育を受けることができる機会の提供や人権についての区民啓発など、人々の意識から差別や偏見がなくなるよう取組を求めます。
- 2 性的マイノリティの当事者や周囲の人々のための相談窓口の拡充や居場所を設ける等、差別や偏見を受けた人のための取組を求めます。
- 3 区のパートナーシップ制度の利用者に事実婚を含める等対象の拡大、利用者の生活の利便性の向上に繋がる制度の見直しを行うことを求めます。
- 4 「暮らす」「学ぶ」「働く」など様々な生活の場面においてあらゆるハラスメントが起こらないよう防止策と対応策を講じるための取組を求めます。

②教育 誰もがジェンダー平等を学べる環境で理解を進め、行動できる杉並であるために

- 5 学校教育のみならず保育所・児童館や社会教育など様々な場において、ジェンダーや性的マイノリティに関する無意識の思い込みから偏見や差別が再生産されることのない運営を求めます。また、教材・行事・掲示・言葉かけ・空間設計などの「環境全体」を点検・改善していく体制を整える取組を求めます。
- 6 特に学校教育においては、ジェンダーに関する「隠れたカリキュラム」が働きやすいことを認識し、無意識からくる思い込みや偏見から生じる固定的性別役割分担意識の問題について、教職員・保育者・教育関係者等への研修など学びの機会を増やし行動変容を促すなど、教育現場全体を見据えた取組を求めます。
- 7 女性教員が自身のキャリア形成を考え、管理職を目指せる職場であるよう、ワーク・ライフ・バランスを図りやすい環境づくりや女性の意思決定過程への参加に向けた一層の取組を求めます。
- 8 学校教育におけるジェンダー平等の理解促進に向けた良質な学習教材やツールの開発、またジェンダー平等視点からのキャリア教育などの取組を求めます。
- 9 家庭でも学校でも話せない悩みや困りごとを抱えている児童・生徒のための、相談の場や居場所を設ける取組を求めます。
- 10 性的マイノリティの子どもたちにとって学校が安心な環境であるよう、研修等による教員への働きかけや、困りごとを抱えた子どもたちが相談しやすい環境の整備に向けた取組を求めます。

③働き方・エンパワーメント

誰もが仕事と生活の調和を図り、自分らしく働ける杉並であるために

- 11 性別や正規・非正規など雇用形態の違いによって生じている給与や待遇の格差について区における取組を一層進め、事業所等への取組も強化を図っていくことを求めます。

- 12 誰もが能力を十分に発揮でき、やりがいを持って働くことができ、自分らしく充実した生活を送ることができる仕組みや制度に向けた取組を求めます。
- 13 職場においてジェンダー平等の意識が浸透し、差別や様々なハラスメント（カスタマー・ハラスメントを含む）などが生じないよう、事業者やサービス・商品購入者に向けて啓発などの取組を求めます。
- 14 区役所において、働き方改革、女性管理職の登用推進・意思決定過程への参加、雇用形態による待遇格差の改善、ハラスメント防止をはじめとしたジェンダーの視点からの取組を推進することを求めます。

④地域 誰もが地域において平等に暮らし、活動し、助けあえる杉並であるために

- 15 人々が地域活動に参加しやすくなるよう、意思決定過程への女性参画の推進や女性リーダー育成研修の実施など、地域におけるジェンダー平等意識の浸透につながる取組を持続的に行うことを求めます。
- 16 区民や事業者等に対し、地域の制度や仕組みに関する情報発信や啓発等を行い、区民同士が相互理解を深め、暮らしやすい地域となるための取組を求めます。
- 17 ジェンダー及び性の多様性の視点からの体制整備や区民の意識啓発が進み、地域の防災や災害に関する支援を誰もが受けられる安全な地域であるための取組を求めます。
- 18 誰もが悩みや困りごとを抱えた時に、地域や行政に繋がり、支援が得られるような体制の整備、区民に対する啓発への取組を求めます。

⑤複合的な困難 地域で困難を抱える人に寄り添い、支援できる杉並であるために

- 19 「女性とひとり親」「育児と介護」「女性と高齢と貧困」「高齢と介護」など、困難の多様性、複合性を鑑み、リスクの可能性を幅広く検討し、部署間の情報共有・連携強化等の一層の推進を求めます。
- 20 DV や性暴力を受けた人がためらわず相談や支援に繋がれる情報発信や啓発に取り組むと共に当事者支援に対する理解促進、民間団体との連携等幅広い取組を求めます。
- 21 インターネット上で生じる性暴力をはじめとする多様な暴力について、予防や対応方法、困難な状況に陥った場合の支援についての情報提供、若い世代に対してはメディアリテラシーに関する取組を求めます。
- 22 複合的な困難を抱えやすいひとり親の、仕事と家庭の両立における負担の大きさや経済的な問題に対する一層の具体的な取組および支援情報を知らせる周知啓発の取組を求めます。
- 23 個人情報やプライバシーを配慮した区の対応への取組を求めます。

⑥健康 誰もが自身の健康を守り、性と生殖に関する健康について決定する権利を持ち、健やかに暮らせる杉並であるために

- 24 健康に関して、誰もが必要なタイミングで必要な情報を得られ、必要なケアが受けられる支援、働き方や雇用形態によって健康格差が生じることのないよう取組を求めます。
- 25 誰もが自身の健康を意識し、区の健康診断や検診への関心を高めるための意識啓発の取組を求めます。
- 26 子どもたちが自身のからだについて知り、守ることができるよう包括的性教育への取組を求めます。
- 27 誰もがケアに関するサービスや支援を受けられて安心して暮らせる地域であるよう、医療や福祉事業者を対象とした性的マイノリティ等に関する意識啓発、利用可能な医療施設の情報発信等の取組を求めます。
- 28 健康支援に関する区民の要望を把握し、施策に反映させる取組の推進を求めます。

⑦取組の基盤 区がジェンダー平等を実現し、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組める体制であるために

- 29 区がジェンダー視点の主流化を推進するため、取組全体を統括し、各部署の情報共有の中核となる庁内横断組織の設置に向けた取組を求めます。
- 30 区がジェンダー視点の主流化を推進するために、区の理念や目的などを定め、取組の根拠となるジェンダー平等に関する条例の制定に向けた取組を求めます。
- 31 区のジェンダー視点の主流化の拠点として機能するために、男女平等推進センターの機能の強化及び予算の増強を求めます。
- 32 区のジェンダー視点の主流化の拠点として、男女平等推進センターが市民団体の育成や交流の促進、団体間の連携を一層進めることを求めます。
- 33 ジェンダー視点の主流化の実践に必要なジェンダー予算の確保に向けた取組を求めます。

IV 区に望むこと

- 1 答申後、速やかに取組に着手すること。
- 2 方策に取り組む区の体制を整備すること。
- 3 ジェンダー平等およびジェンダー主流化に関して、職員および区民の理解促進に向けた研修や啓発などを積極的に行うこと。
- 4 男女平等推進センターの機能強化について、区民の声を聞きつつ検討すること。
- 5 ジェンダー平等に関する条例の制定にあたっては、区民の声を聞くこと。

※1 「ジェンダー視点の主流化」と「ジェンダー主流化」は、いずれも「gender mainstreaming」の和訳で同意語。

※2 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）」

※3 杉並区区民意向調査「区政に関する意識と実態」（令和6年10月）及び「男女共同参画に関する意識と生活実態調査 報告書」（令和6年10月）